

# 倫理委員会細則

一般社団法人東京都トライアスロン連合

2023年1月9日制定

2023年1月9日施行

この細則は、一般社団法人東京トライアスロン連合（以下「法人」という。）倫理コンプライアンス規程第8条に定める倫理委員会（以下「委員会」という）の組織および運営に関する事項を定める。

## 第1条（組織）

委員会は次に掲げる委員で組織する。

- （1）委員長1名
- （2）委員若干名

## 第2条（委員）

委員会に次の委員を置く。

- （1）委員長は、法人役員の中から理事会において選出し、会長が委嘱する。
- （2）委員は、委員長が法人役員、学識経験者のうちから推挙する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

## 第3条（任期）

委員の任期は委嘱日から2年以内の法人役員の任期満了と同じく終了する。但し、再任を妨げない。

## 第4条（委員会の開催）

委員長は、理事会から倫理コンプライアンス規程第13条第1項に基づき対処を求められた場合には、直ちに委員会を開き、調査並びに審議を行う。

2 委員の合意により議事を決め、委員長が議長となる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、又、必要に応じて意見陳述手続きをおこなう。

## 第5条（理事会への提言）

委員長は、倫理委員会が行った調査等の結果、違反行為はあったと認められる場合には、倫理コンプライアンス規程第13条第2項に基づき、調査結果の内容と科すべき処分を理事会に提言する。

## 第6条（本細則の変更）

この細則の改正及び必要な事項は、理事会で協議決定する。

## 附則

本細則は2023年1月9日より施行する。

以上